

平成 19 年 10 月 9 日

各 位

農 林 中 央 金 庫

農林中央金庫と栃木県信用農業協同組合連合会の統合について

農林中央金庫（代表理事理事長 上野 博史）（以下「農林中金」という）と栃木県信用農業協同組合連合会（経営管理委員会会長 椎名 正二）（以下「栃木県信農連」という）は、本日、全部事業譲渡方式により最終統合いたしました。これは、一部事業譲渡方式での統合の際に、栃木県信農連に残置されておりました公庫等受託業務・為替決済業務等につきましても農林中金へ事業譲渡を行ったもので、J A 信用事業系統における農林中央金庫と信農連間の最終統合として、平成 17 年 10 月の宮城県信用農業協同組合連合会、平成 18 年 1 月の岡山・長崎県信用農業協同組合連合会、平成 19 年 2 月の秋田県信用農業協同組合連合会に次ぎ 5 県目となるものです。

J A バンクグループとしては、組合員・利用者の皆様の信頼と期待に応えていくことを目的に、この事業・組織の再編・効率化を通じて、一体的な事業運営と一層のサービスの向上を図ることにより、今後とも揺るぎない「J A バンクシステム」を確立していこうとするものであります。

以上

（本件プレスリリースに関する照会先）

農林中央金庫 広報部（岩渕，竹渕，湯山）

（TEL：03-5222-2017）

栃木県信農連との統合の概要

	内 容
統合手法	全部事業譲渡方式 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による 信用事業の再編及び強化に関する法律第 24 条第 2 項に基づく)
承継内容	
貸出金	なし
貯金	約 350 億円
要員	56 名
統合後の宇都宮支店	人員：79 名 調達：約 9,638 億円

栃 木 県 J A グ ル ー プ 信 用 事 業 の 概 要

1. 栃木県信農連の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 設 立 | 昭和23年8月 |
| (2) 会 員 | 正会員27団体, 准会員18団体
(平成19年3月末) |
| (3) 資本金 | 135億円 (平成19年3月末) |
| (4) 役 員 | 経営管理委員12名 (会長 椎名 正二)
理 事3名 (代表理事理事長 石川 健一)
監 事2名 |
| (5) 職 員 | 82名 (平成19年3月末) |
| (6) 貯 金 | 350億円 (平成19年3月末) |
| (7) 貸出金 | 9億円 (平成19年3月末) |

2. 栃木県下JAの概要

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) JA数 | 10 (平成19年9月末) |
| (2) JA組合員総数 | 個人 164,322名・団体等 2,085先
(平成18事業年度末) |
| (3) JA貯金量 | 15,148億円 (平成19年3月末) |
| (4) JA貸出金 | 3,705億円 (平成19年3月末) |

農 林 中 央 金 庫 の 概 要

1. 設 立 大正12年12月
2. 会 員 4,445団体（うち農協1,040団体）
 （平成19年3月末）
3. 資本金 1兆4,840億円（平成19年3月末）
4. 役 員 経営管理委員18名（会長 宮田 勇）
 理 事 13名（代表理事理事長 上野 博史）
 監 事 5名
5. 職 員 2,744名（平成19年3月末）
6. 預 金 41兆2,536億円（平成19年3月末）
7. 貸出金 12兆8,044億円（平成19年3月末）

経 過 報 告

～ 農林中央金庫と栃木県信用農業協同組合連合会の最終統合までの取組経過 ～

平成14年

- 2月 栃木県信農連理事会において、「農林中央金庫との統合計画書」を決議
- 4月 栃木県信農連・農林中金間で「統合委員会」を設置し、基本合意書に調印
- 5月 栃木県信農連・農林中金間で「一部事業譲渡契約書」を締結
- 6月 栃木県信農連通常総会において、一部事業譲渡を決議
- 6月 農林中金通常総代会において、一部事業譲受を決議
- 9月 農林中金宇都宮事務所を宇都宮支店に変更
- 12月 行政庁より統合の認可

平成15年

- 5月 一部事業譲渡方式による統合

平成18年

- 9月 栃木県信農連・農林中金間で最終統合にかかる「現地プロジェクトチーム」を合同で立ち上げ

平成19年

- 2, 3月 栃木県内の全JAの理事会において、「最終統合計画書」を承認
- 5月 栃木県信農連・農林中金間で最終統合にかかる「確認書」を締結
- 5月 農林中金経営管理委員会において、全部事業譲受を決議
- 6月 栃木県信農連通常総会において、全部事業譲渡を決議
- 7月 栃木県信農連・農林中金間で「全部事業譲渡契約書」を締結
- 9月 行政庁より最終統合の認可
- 10月 全部事業譲渡方式による最終統合